

みやぎ型管理運営方式モニタリング等支援業務
総合評価落札方式

落札者決定基準

令和4年2月
宮城県企業局

I 審査方式

みやぎ型管理運営方式モニタリング等支援業務は、令和4年4月から新たに始まる「みやぎ型管理運営方式」の運営権者に対して、企業局が実施するモニタリング業務が適正かつ円滑に実施できるよう、企業局を支援するための業務であり、価格及びその他の条件（技術力、企画力等）によって落札者を決定する、総合評価落札方式を採用する。

この落札決定基準は、総合評価落札方式により、落札者を決定するため、入札者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

1 落札者決定までの流れ

(1) 入札参加資格の確認審査（以下「参加資格確認審査」という。）

宮城県企業局（以下「企業局」という。）は、入札参加資格確認申請書及び添付資料により入札公告等に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。資格不備の場合は失格とする。

(2) 落候補者の選定

1) 入札価格及び提案書の確認

企業局は、入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないこと、また、提案書の有無及び記載の有無を確認する。

入札金額が予定価格を超える場合、提案書の提出がない場合、提案書の評価項目のうち一つ以上の項目に全く記載がない場合は無効とし、総合評価は行わない。

2) 総合評価による審査

企業局は、本業務にとって最適な事業者を選定するため、入札書及び提案書に記載された内容について、この落札者決定基準に示す評価の視点に基づき、公平かつ客観的に評価をする。

なお、提出された提案書において、確認しがたい内容があった場合は、対面審査を行うことがあり、対面審査で確認した内容は、総合評価の対象とする。

3) 落札候補者の選定

企業局は、得点の合計が最も高い者を落札候補者として選定する。

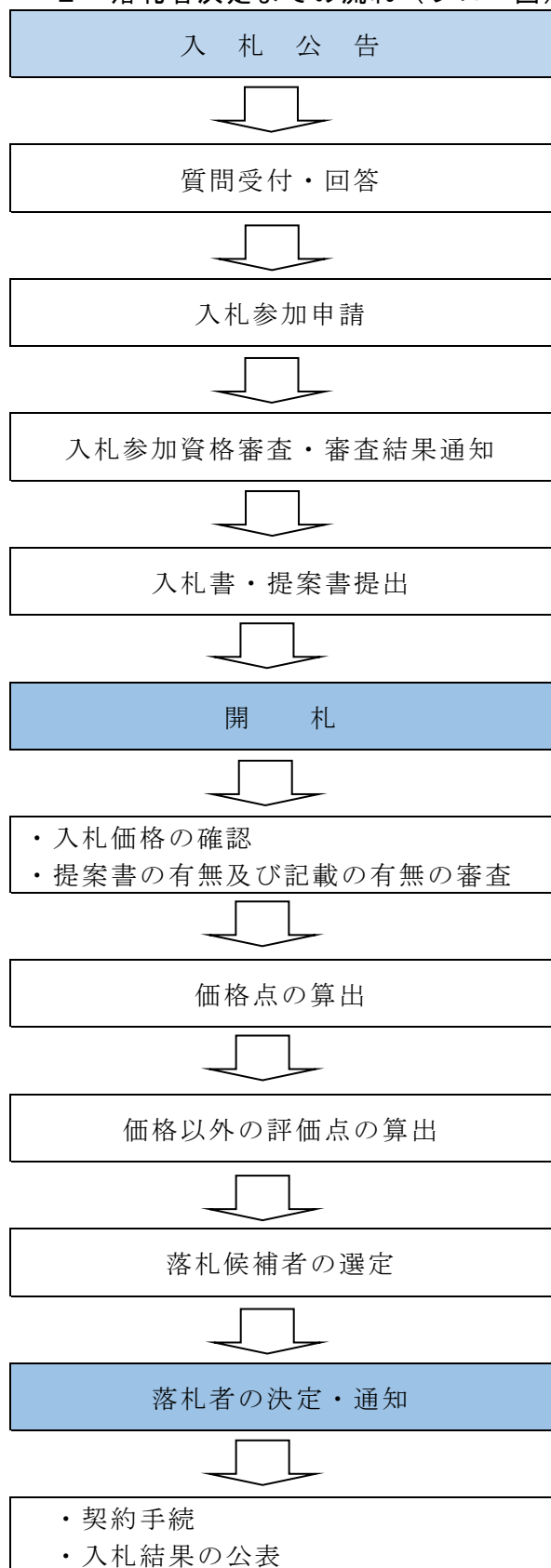
なお、得点の合計が最も高い者が2以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ者が2以上あるときは、当該2以上の者を落札候補者とする。

(3) 落札者の決定

企業局は、選定した落札候補者から、落札者を決定する。

なお、落札候補者が2以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定する。

2 落札者決定までの流れ（フロー図）



審査結果をEメールにて通知する。

対面調査を行う場合がある。

II 総合評価算定基準

1 総合評価点の算定方法

(1) 総合評価点は、次の式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

(2) 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

価格点	50点
価格以外の評価点	127点
総合評価点(合計)	177点

2 価格点の算定方法

- ・入札率(入札金額÷予定価格)を算出する。
- ・入札率100%における価格点を0点とする。
- ・入札率80%における価格点を50点(満点)とする。
- ・入札率100%～80%の間については、次の式により算出した数値の、小数点第1位を切り捨てた点数とする。

$$Y = (B^2 \times (1 - X^2 / A^2))^{1/2}$$

Y = 価格点

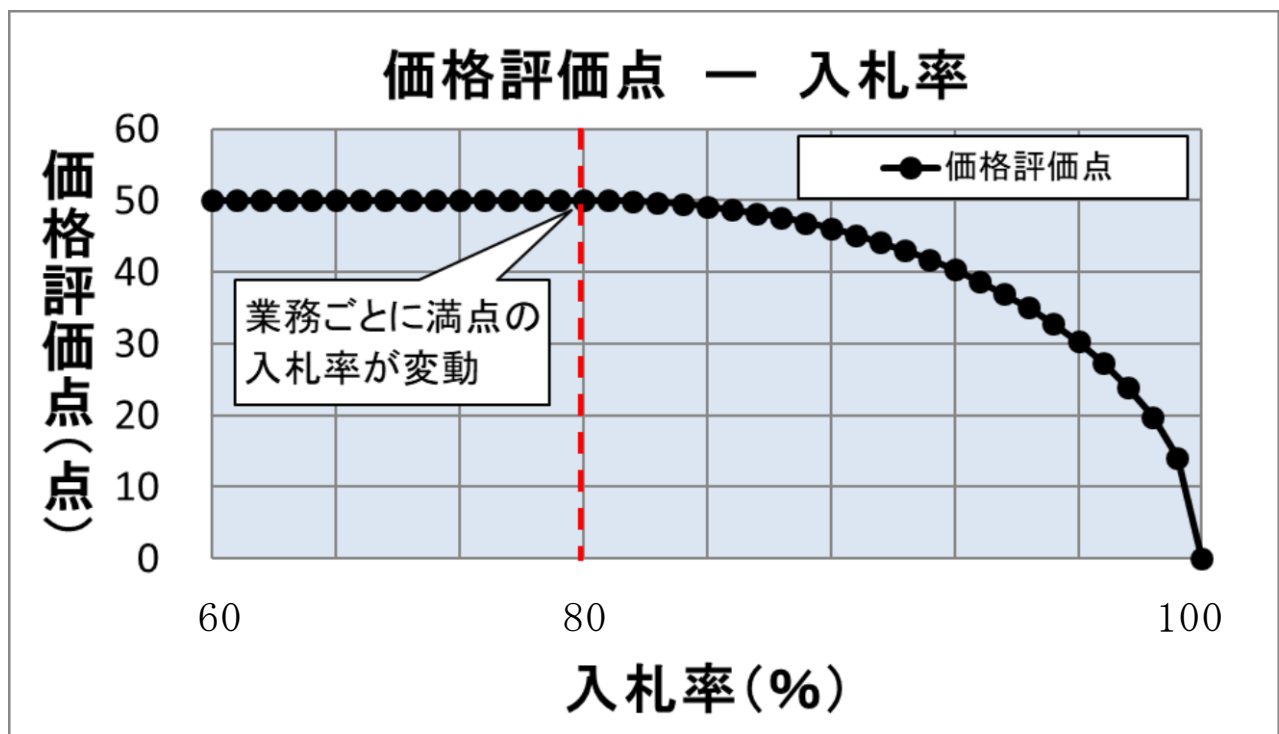
A = 20

B = 50

X = 入札率 × 100 - 80

- ・入札率80%未満における価格点は、満点の50点とする。

【イメージ図：宮城県建設関連業務総合評価落札方式の手引きより抜粋】



3 価格以外の評価点の算定方法

(1) 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、入札参加者が提出した提案書により、4の価格以外の評価点の評価項目及び評価基準に基づいて算出した評価点の合計とする。

なお、提案書の提出がない場合、提案書の評価項目のうち一つ以上の項目に全く記載がない場合は無効とし、提案書に対する評価は行わないことから、価格点のみの評価となる。

また、提案書に記載されている内容が課題と異なる若しくは意味のない内容であった場合はマイナス評価とする。

(2) 虚偽の申告による入札の取り扱い

故意に入札参加者が有している実績以上の内容で提案書を提出し、実績確認において入札参加者が説明できない架空の申告をしたことが明らかとなった場合は無効とする。

(3) 錯誤の申告による入札の取り扱い

入力ミスや判断ミスで、入札参加者が有している実績等と異なった内容で申告した場合で、錯誤の申告による過大であることが明らかとなった場合は、当該評価項目の評価点は0点とする。

しかし、錯誤の申告が過少であった場合には、評価点の修正は行わない。

(4) 対面調査の実施

提案書の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、対面により確認等を行うことがある。

4 価格以外の評価点の評価項目及び評価基準

(1) 評価項目及び配点

評価の視点	評価項目	評価の基準	評価点	配点	確認書類			
技術力等	企業評価	同種業務実績 (上水道)	上水道事業に係るコンセッションアドバイザー業務について元請又は代表企業としての履行実績なし	0	7	契約書写し(業務名, 契約金額, 受発注者両者の押印がわかる部分のみで可, 同一契約の場合は1部で可)		
			上水道事業に係るコンセッションアドバイザー業務について元請又は代表企業としての履行実績あり	7				
		同種業務実績 (工業用水道)	工業用水道事業に係るコンセッションアドバイザー業務について元請又は代表企業としての履行実績なし	0	7			
			工業用水道事業に係るコンセッションアドバイザー業務について元請又は代表企業としての履行実績あり	7				
		同種業務実績 (下水道)	下水道事業に係るコンセッションアドバイザー業務について元請又は代表企業としての履行実績なし	0	7			
			下水道事業に係るコンセッションアドバイザー業務について元請又は代表企業としての履行実績あり	7				
	業務責任者評価	業務責任者実績	コンセッションアドバイザー業務の業務責任者を務めた者を, 本業務の業務責任者として配置できない	0	16	当該業務の業務責任者を担ったことがわかる書類(当該業務の組織体制図等)		
			コンセッションアドバイザー業務の業務責任者を務めた者を, 本業務の業務責任者として配置できる	8				
			上水道事業・工業用水道事業・下水道事業のいずれかの事業に係るコンセッションアドバイザー業務の業務責任者を務めた者を, 本業務の業務責任者として配置できる	16				
	企画力等	実施方針等	業務の目的・基本方針	不可	-7.5	15	説明に必要となる資料があれば添付すること。 ※提案書に記載されている内容が課題と異なる若しくは意味のない内容であった場合は, 不可と判断する。	
記載なし				無効				
可				0				
良い				7.5				
優秀			15					
実施体制			不可	-7.5				
			記載なし	無効				
			可	0				
			良い	7.5				
優秀			15					
品質管理体制			不可	-7.5	15			※無効と判断した場合, 提案書に対する評価は行わないことから, 価格点のみの評価となる。
			記載なし	無効				
		可	0					
		良い	7.5					
優秀		15						
企画提案等		経営に関する業務に係るモニタリング支援	不可	-7.5	15			
			記載なし	無効				
			可	0				
			良い	7.5				
		優秀	15					
		モニタリング結果に係る事業報告会及び経営審査委員会によるモニタリングへの対応	不可	-7.5	15			
			記載なし	無効				
			可	0				
			良い	7.5				
	優秀	15						
	運営権者との協議に対する支援	不可	-7.5	15				
		記載なし	無効					
可		0						
良い		7.5						
優秀	15							
価格点			0~50	50				
合計				177				

注1) コンセッションアドバイザー業務とは, 国又は地方公共団体が発注した民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号, 以下「PFI法」という。)第16条に基づく公共施設等運営権を設定しようとする業務を支援する業務をいう。

注2) 業務責任者とは, 本業務を総括する者をいう。

(2) 評価項目における評価基準

1) 実施方針等

イ 業務の目的・基本方針

この業務の目的と，業務を遂行するための基本方針・留意事項などについて記入すること。

ロ 実施体制

この業務を実施するにあたっての実施体制及び方法（外注も含めた体制及び責任分担），職員（責任者，資格等）の配置計画などについて記入すること。

ハ 品質管理体制

この業務を実施するにあたっての品質管理の体制について記入すること。

2) 企画提案等

イ 経営に関する業務に係るモニタリング支援

運営権者への質問・確認等この業務を実施するにあたっての独自の取り組み・提案・創意工夫などについて記入すること。

ロ モニタリング結果に係る事業報告会及び経営審査委員会によるモニタリングへの対応

資料の作成等この業務を実施するにあたっての独自の取り組み・提案・創意工夫などについて記入すること。

ハ 運営権者との協議に対する支援

県の協議事項に対する基本的対応等この業務を実施するにあたっての独自の取り組み・提案・創意工夫などについて記入すること。